

岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業 設計・施工者選定プロポーザル実施要項

第1 プロポーザルの概要

1 趣旨

本事業は、文部科学省の「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」に基づき、岩手県(以下「県」という。)における産業イノベーション人材の育成等に資するため、先導拠点校である県立黒沢尻工業高等学校に新たな半導体実習施設を整備するものである。

事業の円滑な実施を図るため、事業者の選定に当たっては、設計者、工事監理者及び施工者を一括して選定する方式を採用するとともに、優れた企画力及び技術力等を有する最適な事業者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施する。

2 事業の概要

- (1) 事業の名称 岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業
- (2) 敷地の概要
 - ア 建設場所 北上市村崎野 24 地割 19 番地
 - イ 敷地面積 165,401.38 m²
- (3) 施設の概要
 - ア 施設用途 半導体実習施設
 - イ 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - ウ 階数 地上2階
 - エ 延べ面積 約 1,700 m²
- (4) 業務の内容 設計業務、工事監理業務及び建設工事
- (5) 予算上限額 1,183 百万円(消費税及び地方消費税を含む。)(基本上限額)
- (6) 履行期限
 - ア 設計業務 令和9年11月10日(予定)
 - イ 建設工事及び工事監理業務 令和11年3月末(基本最長工期)

3 選定方法

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)から提出された技術提案書等について、別に定める選定委員会において審査を行い、本事業の受注候補者として最優秀者及び次点を特定する。

第2 事業に関する条件

1 受注者の業務範囲

本事業を受注する設計者、工事監理者及び施工者（以下「受注者」という。）の業務範囲は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 施設の設計（基本設計及び実施設計）
- イ 地質調査、その他施設の整備に必要な各種調査
- ウ 計画通知及び建築物省エネルギー性能評価制度（BELS）等に係る手続（関係機関等との協議、申請書等の作成及び申請等の手続）
- エ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 工事監理業務

- ア 施設の建設工事に係る工事監理
- イ 工事完了通知等に係る手続
- ウ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 建設工事

- ア 施設の建設工事（施工）
- イ 近隣対策・対応等
- ウ 施設の引渡し
- エ その他これらを実施する上で必要な関連業務

※ 設計業務、工事監理業務及び建設工事は、上記の業務区分により分離して契約するものとする。

2 費用の負担

本事業における費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 県の負担

本事業における契約額の合計は、原則として 1,183 百万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

このうち、設計業務及び工事監理業務の委託料は、県の「県営建設（建築）工事の設計業務等積算標準」等に基づき算出した額を上限とし、参考業務規模は、それぞれ 75 百万円及び 28 百万円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

また、建設工事の工事費は、1,080 百万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下とする。

なお、建設工事の予定価格は、設計業務（実施設計）において積算した金額（積算実施時点を基準日とする県の標準的な積算方法による。）により定めるものとする。

※ 設計業務の委託料には、設計費のほか、地質調査費を含む。

※ 設計業務及び工事監理業務の委託料には、関係法令等に基づく各種手続業務の費用（手数料を除く。）を含む。

※ 工事監理業務の委託料の参考業務規模は、現段階における想定であり、今後の設計等

を踏まえて変更となる場合がある。

※ 基礎形式は、地盤改良（GL-3m）を想定している。地質調査の結果、その想定を超える規模の特殊基礎工事が必要と認められる場合は、県と受注者との協議により、当該工事費の増額分（想定する基礎形式との差額（積算実施時点を基準日とする県の標準的な積算方法による。））を上記の金額に加算できるものとする。

(2) 受注者の負担

ア 受注者は、設計業務、工事監理業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用及び工事費用を負担する。

イ 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。

3 業務に関する条件

(1) 業務の仕様

岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業要求水準書（資料3）による。

(2) 完成期限

受注者は、原則として令和11年3月末日までの期間内で、かつプロポーザルに提出した業務工程計画表における完了予定時期までに施設を完成させ、県への引渡しを完了するものとする。

なお、設計業務の履行期限は、令和9年11月10日を予定するものとし、そのうち「指定部分の範囲及び履行期限」については、別添「建築設計業務特記仕様書」による。

(3) 契約不適合責任

県は、施設の引渡しの日から2年以内に契約の内容に適合しない部分（以下「契約不適合」という。）が発見された場合は、受注者に対し、その責任と費用負担により修補を請求することができる。ただし、受注者の故意又は重大な過失に起因する契約不適合及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に定める住宅の構造耐力上主要な部分等に係る契約不適合については、引渡しの日から10年が経過するまでの間、受注者に対し、その責任と費用負担により修補を請求することができる。

4 契約及び支払いについて

本事業における契約及び支払いの概要は、次のとおりとする。なお、その他の詳細は、協定書及び契約書の定めるところによる。

(1) 優先交渉権者となった最優秀者（又は次点）は、受注者として、県との間で設計業務委託、工事監理業務委託及び工事請負に係る基本協定書について速やかに合意するとともに、県と設計者との間で設計業務の委託契約を締結する。また、建設工事の請負契約（予定価格が5億円以上の場合）については、同協定書に基づき、設計業務の完了後、令和9年11月中旬までを目途として、県議会への契約締結に係る議案提出日前までに県と施工者との間で仮契約を締結するものとする。

(2) 前項の仮契約は、県議会において当該契約に係る議案が可決された時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

- (3) 受注者が、建設工事を複数の施工者で分担して施工（以下「分担施工」という。）する場合は、施工形態に応じて3工種（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）まで分割して契約できるものとする。
- (4) 県と施工者との間で建設工事の請負契約を締結したときは、これに合わせて県と工事監理者との間で工事監理業務の委託契約を締結するものとする。
- (5) 受注者が、契約に基づく契約解除事由に該当することとなった場合には、県は、当該契約を解除できる。
- (6) 契約に係る代金の支払いは、設計業務、工事監理業務及び建設工事のそれぞれの完了後、請求に基づき行うものとする。ただし、受注者が保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、契約の定めるところにより、請求に基づき前払金を支払うことができる。

5 契約の変更

(1) 契約額の変更

総価契約額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、実施設計後の図面及び数量により変更するものとする。その際、リスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。なお、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、県と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、発注者側のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由（施工体制の確保や建設機械、建設資材等の調達、納入の遅延により工程に影響が生じる場合を含む。）により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

第3 募集及び特定

1 担当部局

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県教育委員会事務局教育企画室

岩手県県土整備部建築住宅課

(事務局)

岩手県県土整備部建築住宅課 施設整備担当

TEL : 019-629-5956 FAX : 019-651-4160

E-mail : AG0009@pref.iwate.jp

2 参加者の構成要件

(1) 参加者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) コンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

ア コンソーシアムの構成員は、設計業務を担当する者（以下「設計担当構成員」という。）、工事監理業務を担当する者（以下「工事監理担当構成員」という。）及び建設工事の施工を担当する者（以下「施工担当構成員」という。）からなるものとし、構成は以下のとおりとする。

(ア) 設計担当構成員は、2者の構成員からなる任意に結成された共同企業体（以下「JV」という。）又は単体企業とする。なお、(イ)に示す工事監理担当構成員又は(ウ)に示す施工担当構成員のいずれかと同一の者としてすることができる。

(イ) 工事監理担当構成員は、JV又は単体企業とする。なお、(ウ)に示す施工担当構成員と同一の者としてすることはできない。

(ウ) 施工担当構成員数は、以下に示す施工形態に応じて1者から4者とする。

a 建築工事に電気設備工事と機械設備工事を含め一体的に施工する場合は、2者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体企業とする。

b 建築工事に電気設備工事又は機械設備工事のいずれか一方を含めて施工し、他方は別の構成員が施工する場合は、建築工事については特定JV又は単体企業とし、建築工事に含まれない電気設備工事又は機械設備工事については、単体企業とする。

c 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の3工種をそれぞれ分担して施工する場合は、建築工事については特定JV又は単体企業とし、電気設備工事及び機械設備工事については、それぞれ単体企業とする。

イ コンソーシアムの代表者には、施工担当構成員（複数の場合には分担受注額の最も大きい者）を充てるものとする。

3 資格要件

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ウ 参加表明書の提出期限の日から特定者決定の日までの間に、県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日制定）に基づく指名停止若しくは文書警告に伴う非指名又は県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日制定）に基づく指名停止若しくは文書警告に伴う非指名を受けていないこと。
- エ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(2) 設計者の資格要件

- ア 単体企業又は J V 代表者（単体企業は(オ)の要件を除く。）
 - (ア) 令和 8・9 年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者であること。
 - (イ) 一級建築士が 2 名以上在籍すること。
 - (ウ) 平成 28 年 4 月 1 日以降に、元請として延床面積 1,000 m²以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務を履行した実績を有すること（延床面積は 1 棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として履行した設計業務については、出資比率が 20%以上のものに限るものとし、その延床面積にあっては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた延床面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。
 - (エ) 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持・確保するため業務をつかさどる者をいう。以下同じ。）として当該業務に配置できること。
 - a 一級建築士の資格を有すること。
 - b 参加表明書の提出期限の日前 3 か月以上継続して雇用している者であること。
 - (オ) J V の構成員のうちで出資比率が最大の者であること。
- イ J V 代表者以外の者
 - (ア) 令和 8・9 年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者であること。
 - (イ) 一級建築士及び二級建築士が合わせて 2 名以上在籍し、うち一級建築士が 1 名以上であること。
 - (ウ) 平成 28 年 4 月 1 日以降に、元請として延床面積 500 m²以上の建築物の新築、改築又

は増築工事に係る設計業務を履行した実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として履行した設計業務については、出資比率が20%以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務に係る建築物の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた延床面積を設計業務の実績として認めるものとする。）。

(エ) J Vにおける出資比率が20%以上であること。

(3) 工事監理者の資格要件

ア 単体企業又はJ V代表者（単体企業は(オ)の要件を除く。）

(ア) 令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者であること。

(イ) 一級建築士が2名以上在籍すること。

(ウ) 平成28年4月1日以降に、元請として延床面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として履行した設計業務又は工事監理業務（以下「設計業務等」という。）については、出資比率が20%以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務等に係る建築物の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた延床面積を設計業務等の実績として認めるものとする。）。

(エ) 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者として当該業務に配置できること。

ア 一級建築士の資格を有すること。

イ 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(オ) J Vの構成員のうちで出資比率が最大の者であること。

イ J V代表者以外の者

(ア) 令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録され、意匠を申請業務としている者であること。

(イ) 一級建築士及び二級建築士が合わせて2名以上在籍し、うち一級建築士が1名以上であること。

(ウ) 平成28年4月1日以降に、元請として延床面積500㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事に係る設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること（延床面積は1棟当たりの面積とし、増築の場合は増築部分の面積とする。また、共同企業体の構成員として履行した設計業務又は工事監理業務（以下「設計業務等」という。）については、出資比率が20%以上のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該設計業務等に係る建築物の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた延床面積を設計業務等の実績として認めるものとする。）。

(エ) J Vにおける出資比率が20%以上であること。

(4) 施工者の資格要件

ア 建築工事（設備工事を含む場合も同じ。）

- (7) 単体企業又は特定JV代表者（単体企業はeの要件を除く。）
- a 令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事A級に登録されている者であること。
 - b 平成23年4月1日以降に、元請として延床面積1,000㎡以上の建築物の工事（構造耐力上主要な部分を施工したものに限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該工事の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた延床面積を施工実績として認めるものとする。）
 - c 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。
 - (a) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - (b) 平成23年4月1日以降に、元請として延床面積500㎡以上の建築物の工事（構造耐力上主要な部分を施工したものに限る。）を施工した経験を有すること。
 - (c) 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有すること。
 - (d) 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。
 - d 建築工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
 - e 特定JVの構成員のうちで出資比率が最大の者であること。
- (i) 特定JV代表者以外の者
- a 令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事A級に登録されている者であること。
 - b 平成23年4月1日以降に、元請として延床面積500㎡以上の建築物の工事（構造耐力上主要な部分を施工したものに限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その延床面積にあつては、当該工事の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた延床面積を施工実績として認めるものとする。）
 - c 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。
 - (a) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - (b) 平成23年4月1日以降に、元請として延床面積250㎡以上の建築物の工事（構造耐力上主要な部分を施工したものに限る。）を施工した経験を有すること。
 - (c) 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有すること。
 - (d) 参加表明書の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。
 - d 建築工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
 - e 特定JVにおける出資比率が30%以上であること。

イ 分担施工における電気設備工事

- (ア) 令和 7・8 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の電気設備工事 A 級に登録されている者であること。
 - (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請として建築物に係る電気設備工事（建物配線工事を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。）を施工した実績を有すること。
 - (ウ) 参加表明書の提出期限の日前 3 か月以上継続して雇用している者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
- ※ 分担施工における設備工事が 1 億円以上のときは、技術者の一級相当以上の資格・監理技術者資格及び特定建設業許可を求める。

ウ 分担施工における機械設備工事

- (ア) 令和 7・8 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の管設備工事 A 級に登録されている者であること。
 - (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請として建築物に係る管設備工事（衛生設備工事を含まれるものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。）を施工した実績を有すること。
 - (ウ) 参加表明書の提出期限の日前 3 か月以上継続して雇用している者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
- ※ 分担施工における設備工事が 1 億円以上のときは、技術者の一級相当以上の資格・監理技術者資格及び特定建設業許可を求める。

4 実施要領

(1) 本プロポーザルに関する資料の交付

- ア 交付期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）から
 - イ 交付方法 県の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。
- ※ ホームページのアドレス：<http://www.pref.iwate.jp/>
（トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ
> コンペ参加者募集情報）

(2) 質問の提出及び回答

- ア 質問の提出
 - (ア) 質問様式 質問がある場合は、別添様式（様式 8）による。
 - (イ) 受付期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）から同年 10 月 8 日（木）正午まで
 - (ウ) 受付場所 上記 1（事務局）の場所
 - (エ) 提出方法 持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）又は電送若しくは電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電話による質問は受け付けない。）
- イ 質問に対する回答
 - 提出された質問に対する回答は、随時、ホームページにおいて公表する。
 - なお、回答に当たっては、質問を行った者の名称等は公表しない。また、質問の趣旨

や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(3) 提出書類の作成及び提出

提出書類は、岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル提出書類作成要領（資料１）に従い作成し、以下により提出する。

ア 参加表明書の提出

(ア) 提出書類	参加表明書（様式１）	１部
	参加者構成概要表（様式２）	１部
	参加資格確認調書（様式３）	１部
	実績等評価調書（様式４）	１部

(イ) 提出期限 令和８年１０月１４日（水）正午

受付期間は、令和８年９月２５日（金）から同年１０月１４日（水）までの
休日を除く日の午前９時から午後５時まで（最終日は、正午まで）

(ウ) 提出場所 上記１（事務局）の場所

(エ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

イ 技術提案書の提出

(ア) 提出書類	技術提案書（様式５）	１部
	同上（様式６－①）	７部
	同上（様式６－②）	７部
	業務工程計画表（様式７）	７部

(イ) 提出期限 令和８年１１月６日（金）午後５時

受付期間は、令和８年１１月２日（月）から同月６日（金）までの休日を
除く日の午前９時から午後５時まで

(ウ) 提出場所 上記１（事務局）の場所

(エ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到達したものに限り受け付ける。

５ 審査及び最優秀者等の特定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、別に定める選定委員会が行う。

なお、選定委員会の構成は、(4)ウの特定結果の公表時に併せて公表する。

(2) 審査方法

参加者から提出された技術提案書等について、岩手県立黒沢尻工業高等学校半導体実習施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）（資料２）に基づき審査を行う。

(3) 技術提案書提出者の選定（第一次審査）

ア 参加表明書を提出した者の中から、審査基準に基づき、参加表明書の審査を行い、評価の合計点の高いものから技術提案書の提出者として５者程度を選定する。ただし、同

評価の提出者が5者を超えて存在する場合はこの限りでない。

イ アの選定結果は、選定された者に対してはその旨を、また、選定されなかった者に対してはその旨とその理由を、令和8年10月19日（月）までを目途に、それぞれ書面により通知する。

(4) 最優秀者等の特定（第二次審査）

ア 技術提案書を提出した者の中から、審査基準に基づき、技術提案書の審査及びヒアリングを行い、最も優れた提案を行った者を最優秀者として1者、最優秀者の次に優れた提案を行った者を次点として1者特定する。

なお、ヒアリングの詳細は、技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。

イ アの特定結果は、特定された者に対してはその旨を、また、特定されなかった者に対してはその旨とその理由を、令和8年11月下旬頃までに、それぞれ書面により通知する。

ウ 特定結果の概要については、ホームページにおいて公表する。

エ 特定結果に基づき、県は、最優秀者との間で優先的に基本協定書の合意に関する交渉を行う。また、最優秀者と交渉が整わない場合は、次点と交渉を行う。

6 スケジュール

令和8年 9月25日（金）	公告
令和8年 9月25日（金）	参加表明書受付開始
令和8年 9月25日（金）	質問受付開始（回答は随時）
令和8年10月 8日（木）※	質問受付締切
令和8年10月14日（水）※	参加表明書受付締切
令和8年10月 中旬 頃	技術提案書提出者選定（第一次審査）
令和8年10月 中旬 頃	技術提案書提出要請
令和8年11月 2日（月）	技術提案書受付開始
令和8年11月 6日（金）	技術提案書受付締切
令和8年11月 下旬 頃	最優秀者及び次点特定（第二次審査）
令和8年12月 上旬 頃	基本協定の締結

（※ 締切時間は正午とする。）

7 プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

8 失格条件

(1) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの

イ 指定する作成様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

- (2) この要項に定める手続以外の方法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルに関連して県が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱う。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 参加者につき 1 件とする。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 県は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用することができる。
- (6) 県は、公平性、透明性及び客観性を期するため提出書類を公表することがある。
- (7) 提出書類の著作権は、申込者に帰属する。また、提出書類は原則として返却しない。
- (8) 採用する技術提案書等の使用権は、県に帰属するものとする。
- (9) 配置予定技術者は、病休、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。
- (10) 参加者は、本プロポーザル及びその後の設計・施工等への協力について、不正又は不誠実な行為を行ってはならない。
- (11) 当該事業執行に係る県の一般会計予算が成立しなかった場合等にあつては、事業の実施を取りやめることがある。
- (12) その他詳細については、基本協定締結時に県及び受注者により誠意をもって協議するものとする。

別記 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			発注者	受注者
技術条件	工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		●
	その他	施工方法に関する技術提案等		●
自然条件	湧水・地下水	予見不可能な湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等	●	
		上記以外		●
	支持地盤	予見不可能な軟弱地盤、杭工事におよぼす支持地盤の影響等（※地質調査の結果、想定（地盤改良GL-3m）を超える特殊基礎が必要となる場合等）	●	
		上記以外		●
	作業用道路・ヤード	工事用道路・作業スペースの制約		●
	気象	雨、雪、風、気温等の影響		●
	その他	自然環境への配慮等		●
社会条件	地中障害物	与条件として明示していない地下埋設物等、地中内の作業障害物の撤去、移設	●	
		上記以外		●
	近接施工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等		●
	騒音・振動・大気	周辺住民に対する騒音・振動・排出ガスの配慮		●
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		●
	作業用道路	生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮		●
	作業用ヤード	用地外での別途ヤード確保		●
	建設副産物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		●
	その他	上記に挙げるもの以外の環境・日照対策、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		●
マネジメント特性	住民対応	近隣住民への対応		●
	関係機関対応	関係行政機関等との調整		●
	工程管理	工期・工程の制約、変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		●
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）		●
	安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		●
	その他	災害時の応急復旧等		●
その他	不可抗力	災害（地震、豪雨、豪雪等）の発生	●	
	人為的なミス	設計のミス、積算の誤り		●
	法律・基準等の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針の改正による設計変更、税制の改正による工事費の変更	●	
	物価変動	プロポーザル公告時から工事請負契約時までの資材・労務費の変動	●	●
	資材・労働者確保	社会情勢の変化に伴う資材・労働者確保への対応	●	●

※1 リスク分担先が発注者及び受注者の両方となっている事項の分担割合は、両者の協議による。

※2 このリスク分担項目にないものは両者が協議し定める。